

◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成25年5月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
江南区文化会館	新潟市江南区茅野山 3丁目1番14号	音楽演劇ホール	930.00	平成25年4月15日

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
横越中央保育園	新潟市江南区横越中 央3丁目2番8号 （旧新潟市江南区横 越中央2丁目6番20 号）	遊戯室	202.59 （旧 129.60）	平成25年4月15日